

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る台帳記載事項証明事務取扱要綱

平成 23 年 3 月 14 日
告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた基本的な方針（平成 21 年国土交通省告示第 208 号）第二第 1 項の規定に基づき、建築主等にとって長期優良住宅の建築及び維持保全を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築等に必要となる台帳の整備及び証明事務に関する事項を定めるものとする。

(認定台帳の整備)

第 2 条 市長は、長期優良住宅建築等計画認定台帳（以下「台帳」という。）を整備し、法に基づく認定、報告、届出等について記録するものとする。

(交付対象者)

第 3 条 台帳に記載された事項に関する証明書の交付を受けることができる者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第 6 条第 1 項の認定を受けた者（第 8 条第 2 項及び第 9 条 2 項において準用する場合を含む。）
- (2) 法第 10 条による地位の承継の承認を受けた者
- (3) 認定等を受けた住戸の所有者
- (4) 認定等を受けた住戸の賃借者
- (5) 前四号の者より委任を受けた者

(申請手続)

第 4 条 前条に定める証明書の交付を受けようとする者は、長期優良住宅建築等計画認定台帳記載事項証明申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、台帳から申請者が前条各号に定められた者であることを確認したうえ、長期優良住宅建築等計画認定台帳記載事項証明書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

(費用負担)

第 5 条 証明書の交付に係る費用は申請者の負担とし、その額は松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）別表第 1 に規定するその他の証明を適用するものとする。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

長期優良住宅建築等計画認定台帳記載事項証明申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

松阪市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る台帳記載事項証明事務取扱要綱第4条第1項の規定により、下記の認定等に係る証明書の交付を申請します。

記

1 申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
2 地名地番		
3 認定等を受けた長期優良住宅建築等計画の概要	住宅の種別： <input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等	
	建築物の概要	延べ面積： m^2
		最高の高さ：m
		階数：地上 階（地下 階）
構造：造		
4 認定等年月日及び認定等番号	年 月 日 第 号	
5 申請の理由		
備考		
※受付欄	※決裁欄	※整理欄

注 ※印欄は、記入しないでください。